

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市に本社のあるC会社（以下「会社」という。）に採用され、D市所在の居住型老人ホームであるE（以下「事業場」という。）に配属され、調理師として入居者に給食を調理し、提供するなどの業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅付近で気分が悪くなり、F病院に救急搬送され、意識不明のままG病院に転送されたが、翌〇日、死亡した。死亡診断書によれば「直接死因：急性心筋梗塞、発症から死亡までの期間：19時間、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：乳頭筋断裂による僧帽弁閉鎖不全症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接死因は死亡診断書によると急性心筋梗塞となっており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等から、被災者は平成〇年〇月〇日に急性心筋梗塞（以下「本件疾病」という。）を発症し、同月〇日死亡に至ったものであると判断する。

(2) 虚血性心疾患等の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いは妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ア 短期間の業務の過重性については、発症前1週間の時間外労働時間数は13時間40分で休日も1日取れており、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められない。

イ 長期間の業務の過重性については、発症前1か月間の時間外労働時間数は56時間25分、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数で最も多いのは発症前6か月の64時間38分であり、1か月当たり80時間を超える時間外労働は認められないことから、発症前

1か月及び2か月ないし6か月において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められない。

この点、請求人らは、Hが平成〇年〇月〇日付け陳述書で、「被災者は、食材の発注から配膳、下膳、食器洗い等全てを1人で行っていた。勤務表上は1時間休みが取れていたことになっているが、実際には10分程度しか休憩を取れなかった。」旨述べていることを踏まえ、被災者が、多忙により休憩を取れず、発症前2か月ないし6か月の時間外労働時間は平均80時間を超える旨主張している。

しかしながら、Iは、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、要旨、「朝食は午前7時55分、昼食は午前11時55分、夕食は午後5時55分に提供していた。」と述べている。また、J施設長は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、要旨、「被災者は、後片付け後の食事と食事の間は、特に何もすることがないので休憩を取っていたと思う。」と述べており、被災者は、事業場工程表で定められた時間どおりに給食を提供していたものと認められ、給食の後片付け以降には休憩を取っていたものと推認できることから、当審査会としては、休憩はほとんど取れなかったとする請求人らの主張を採用することはできない。

(4) 請求人らは、被災者には労働時間以外の業務負荷要因として、①調理方法や配膳の誤りが施設利用者の生死に直結することから、通常の調理業務よりも精神的緊張を伴う業務であったこと、②〇名の3食分を〇円内に収めるように強い業務命令を受けていたこと、③事業場の厨房は、換気設備が少ないため、熱気が充満した状況で調理作業等を行わなければならなかったことを主張するので、以下、検討する。

ア ①の主張について、被災者は、当該業務に習熟しており、入居者の食物アレルギーの対応やそしゃく能力の程度に応じた調理及び配膳が、特に著しい精神的緊張を伴うとまでは認められないことから、①の主張は採用することができない。

イ ②の主張については、当該主張を裏付ける客観的な資料が認められないことから、採用することができない。

ウ ③の主張について、事業場は冷暖房設備のある作業環境であったことから、著しい高温環境下で業務に就労している状況とは認められないので、③の主

張は採用することができない。

(5) 業務以外の要因について

ア K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月から高血圧、高脂血症、痛風にて通院加療中であつたが、平成〇年〇月〇日を最後に来院しなかつた。平成〇年〇月〇日下痢、嘔吐を主訴に来院し、胃腸炎の治療を行い、同月〇日の来院時、心電図、採血データから本件疾病を強く疑い、入院を勧めるも仕事に行くと拒否した。胃腸炎による脱水、通院を途中で中断したことが引き金になつたと考えられる。」と意見している。

イ L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月〇日にM診療所受診時の血液検査で心筋逸脱酵素の著明な上昇が認められたが、入院の勧めを拒否しており治療開始の遅れが増悪の一因となつたものと思われることから、本件は既往疾病の悪化によるものであり、業務との間に相当因果関係は認められない。」と意見している。

ウ N医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月から高血圧症、高脂血症、通風の治療をしていたが、平成〇年〇月以降はほとんど治療を受けず放置状態であつた。本件疾病のリスクファクターである高血圧症、高脂血症、高尿酸血症が未治療であつたこと、給食調理、提供業務には精通していたと考えられること、業務の拘束時間は長かつたが、著明な時間外労働時間ではないこと、異常な出来事に遭遇した事実もないことから、被災者の本件疾病は未治療の私病により発症したものであり、業務との相当因果関係は認められない。」と所見している。

(6) 以上のとおり、本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、被災者の未治療の私病により発症したものと考えるのが妥当であることから、本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものと認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつて、これらを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。